

- 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表（案）
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>要領別紙2（防災ダム整備事業に係る運用）</p> <p>第5 その他</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 施設長寿命化計画に基づく対策を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙2別記様式第3号により施設長寿命化計画の概要を作成し、提出するものとする。</p> <p>要領別紙3（ため池整備事業に係る運用）</p> <p>第4 実施要件</p> <p>1 （略）</p> <p>2 小規模事業</p> <p>（1）第2の1の（1）の事業にあつては、防災重点農業用ため池又は施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であつて次に該当するもの。</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>（2）<u>第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）におけるため池に関する防災・減災対策（以下「ため池</u></p>	<p>要領別紙2（防災ダム整備事業に係る運用）</p> <p>第5 その他</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 施設長寿命化計画に基づく対策を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙2別記様式3号により施設長寿命化計画の概要を作成し、提出するものとする。</p> <p>要領別紙3（ため池整備事業に係る運用）</p> <p>第4 実施要件</p> <p>1 （略）</p> <p>2 小規模事業</p> <p>（1）第2の1の（1）の事業にあつては、防災重点農業用ため池又は施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であつて次に該当するもの。<u>ただし、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）におけるため池に関する加速化対策（以下「ため池加速化対策」という。）として実施する場合にはこの限りではない。</u></p> <p>ア・イ （略）</p> <p>（2）<u>ため池加速化対策として、</u>第2の1の（1）の事業を実施する場合にあつては、次に該当するもの</p>

防災・減災対策」という。）として第2の1の（1）の事業を実施する場合にあっては、（1）の規定にかかわらず、次に該当するもの

ア・イ （略）

（3）第2の1の（2）（ため池の廃止に係るものを除く。）の事業にあつては、次に該当するもの。

ア～ウ （略）

（4）ため池防災・減災対策として第2の1の（2）（ため池の廃止に係るものを除く。）の事業を実施する場合にあっては、（3）の規定にかかわらず、総事業費がおおむね800万円以上のもの

（5）（略）

3～5 （略）

6 第2の1の（3）の事業にあっては、施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの。

7 ため池防災・減災対策として第2の1の（3）の事業を実施する場合にあっては、6の規定にかかわらず、施設長寿命化計画等が策定されているもの

8 （略）

要領別紙6（地域防災機能増進事業に係る運用）

第2 事業の内容

ア・イ （略）

（3）第2の1の（2）（ため池の廃止に係るものを除く。）の事業にあつては次に該当するもの。ただし、ため池加速化対策として実施する場合にはこの限りではない。

ア～ウ （略）

（4）ため池加速化対策として、第2の1の（2）（ため池の廃止に係るものを除く。）の事業を実施する場合にあっては、総事業費がおおむね800万円以上のもの

（5）（略）

3～5 （略）

6 第2の1の（3）の事業にあっては、施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの。ただし、ため池加速化対策として実施する場合にはこの限りではない。

7 ため池加速化対策として、第2の1の（3）の事業を実施する場合にあっては、施設長寿命化計画等が策定されているもの

8 （略）

要領別紙6（地域防災機能増進事業に係る運用）

第2 事業の内容

- 1 (略)
- 2 土地改良施設耐震対策事業
土地改良施設の耐震改修 (耐震改修と一体不可分な範囲で行う補修又は更新を含む。)
- 3・4 (略)

第4 実施要件 (削除)

- 1 第2の1の事業にあつては、要領別紙1別記様式第4号の地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア・イ (略)
- 2 第2の2の事業にあつては、要領別紙2別記様式第1号の耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次の(1)及び(2)に掲げる事業ごとに、それぞれ掲げる要件を満たすものとする。
 - (1)・(2) (略)
- 3 第2の2の事業において、耐震改修と一体不可分な範囲で補修又は更新を行う場合は、第4の2に掲げる要件に加えて、以下の要件を全て満たすものとする。
 - ア 耐震改修に係る事業費が総事業費の1/2以上であること。
 - イ 耐震改修と一体不可分な範囲において老朽化等による機能低下がみられること。
 - ウ 補修又は更新を行う施設が、施設長寿命化計画に位置

- 1 (略)
- 2 土地改良施設耐震対策事業
土地改良施設の耐震改修
- 3・4 (略)

第4 実施要件

地域防災機能増進事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 第2の1の事業にあつては、要領別紙1別記様式第4号の地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの
 - ア・イ (略)
 - 2 第2の2の事業にあつては、要領別紙2別記様式第1号の耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次の(1)及び(2)に掲げる事業ごとに、それぞれ掲げる要件に該当するもの
 - (1)・(2) (略)
- (新設)

付けられていること。

4 (略)

要領別紙17（防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用）

第4 実施要件

1 大規模事業

(1) ～ (3) (略)

(4) 第2の2の事業にあつては、次に該当するもの。

ア～ウ (略)

エ 特例地域において行うものにあつては、ウの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね140ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が7億円以上のもの

オ 離島において行うものにあつては、ウの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね80ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が4億円以上のもの

カ 特例地域であつて、かつ、離島である地域において行うものにあつては、ウからオまでの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね60ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が3億円以上もの

キ (略)

2 小規模事業

(1) 第2の1の(1)の事業にあつては、防災重点農業用ため池であつて次に該当するもの。

3 (略)

要領別紙17（防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用）

第4 実施要件

1 大規模事業

(1) ～ (3) (略)

(4) 第2の2の事業にあつては、次に該当するもの。

ア～ウ (略)

エ 特例地域において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね140ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が7億円以上のもの

オ 離島において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね80ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が4億円以上のもの

カ 特例地域であつて、かつ、離島である地域において行うものにあつては、エからカまでの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね60ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が3億円以上もの

キ (略)

2 小規模事業

(1) 第2の1の(1)の事業にあつては、防災重点農業用ため池であつて次に該当するもの。ただし、ため池加速化対策として実施する場合にはこの限りではない。

ア・イ (略)

- (2) ため池防災・減災対策として第2の1の(1)の事業を実施する場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、次に該当するもの

ア・イ (略)

- (3) 第2の1の(2)(ため池の廃止に係るものを除く。)の事業にあっては、次に該当するもの。

ア～ウ (略)

- (4) ため池防災・減災対策として第2の1の(2)(ため池の廃止に係るものを除く。)の事業を実施する場合にあっては、(3)の規定にかかわらず、総事業費がおおむね4,000万円以上のもの

- (5) 第2の2の事業にあっては、次に該当するもの。

ア～ウ (略)

エ 特例地域において行うものにあつては、ウの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね14ヘクタール以上又は想定被害額(農外)の合計が7,000万円以上のもの

オ (略)

3～8 (略)

要領別紙19(湛水被害総合対策事業に係る運用)

第5 事業の実施

1 (略)

ア・イ (略)

- (2) ため池加速化対策として、第2の1の(1)の事業を実施する場合にあっては、次に該当するもの

ア・イ (略)

- (3) 第2の1の(2)(ため池の廃止に係るものを除く。)の事業にあっては次に該当するもの。ただし、ため池加速化対策として実施する場合にはこの限りではない。

ア～ウ (略)

- (4) ため池加速化対策として、第2の1の(2)(ため池の廃止に係るものを除く。)の事業を実施する場合にあっては、総事業費がおおむね4,000万円以上のもの

- (5) 第2の2の事業にあっては、次に該当するもの。

ア～ウ (略)

エ 特例地域において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね14ヘクタール以上又は想定被害額(農外)の合計が7,000万円以上のもの

オ (略)

3～8 (略)

要領別紙19(湛水被害総合対策事業に係る運用)

第5 事業の実施

1 (略)

2 第2の3の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

要領別紙2別記様式第3号（第5関係）

（略）

2 第2の4の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

要領別紙2別記様式第3号（第6関係）

（略）

附 則

この通知は、令和8年4月7日から施行する。